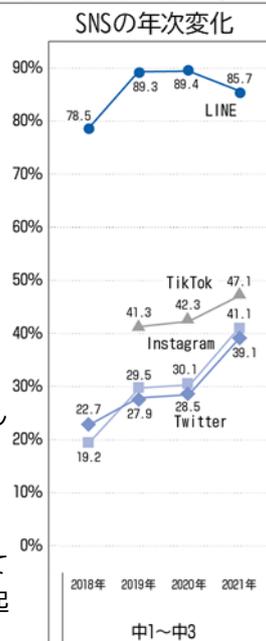
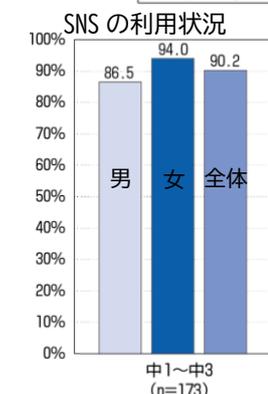




中学生のSNS利用率上昇、トラブルも増加！ 夏休み、子どもをSNSトラブルから守るために

子どもたちは、夏休みに入ります。37日間の長い夏休みに入ります。この休みを利用して取り組みたいことの予定をリストアップし、夏休み全体を見通した計画を立てることが大切なポイントです。有意義な夏休みにしてほしいと思います。

この夏休みに十分注意してほしいことは、ネット利用についてです。モバイル社会白書(2021)によれば、中学生のスマホの所有率は、70%を超えています。そして、最近では、SNSの利用率が上昇し、多くの子どもがSNSを利用しています。それに伴ってトラブルも多く発生しています。



中学生の約9割がSNSを利用しており、右のグラフのようにInstagramやTikTokは急増しています。

SNSの不適切な利用によってトラブルは、身近なところでも起こっています。

(1) ふざけなどの不適切な投稿

〈校内で、学校の端末を使って自分のInstagramのアカウントでログインし、他人の写真をアップロードした〉

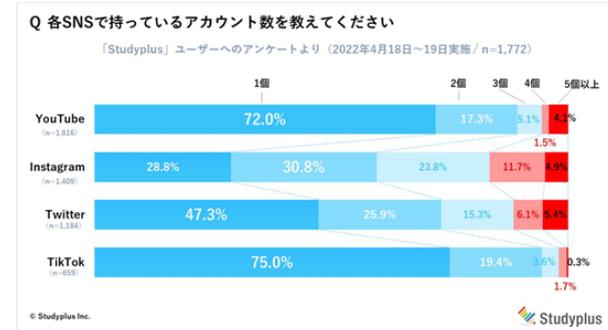
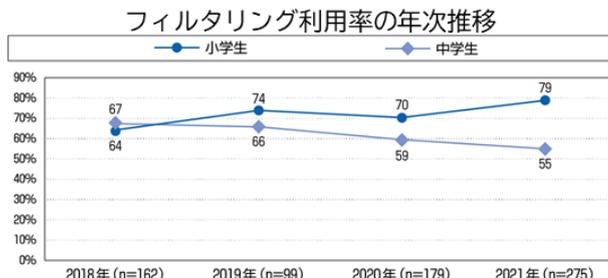
匿名だから大丈夫、写真だけだから...しかし、学校や個人名が特定されたり、通報されたりということにつながります。一度ネット上に広まれば完全に消えることはありません。また、ふざけて撮った動画や画像を公開したり拡散したりすることは違法です。

(2) ネットで親身になってくれた相手に会いたい 〈「もう嫌だ。家出したい」とネットで知り合った相手にメッセージを送ると「キミの助けになりたい、ぼくの所へ来なよ」と返事があり、家出をしたきり行方不明に〉リアルな自分を知らない人だと相談しやすくなります。そんな時はSNSが心の支えになるのか相手の優しさを信じて会いに行くと犯罪にあう危険があります。また、相談した内容を拡散されなくなかったらと

脅してくることもあります。悩みや不安があるときは、家族などに相談してみましょう。身近に相談できる人がいなければ、専門の窓口にご相談してみましょう。

保護者の皆様へ

子どもがICT機器やインターネットと上手に付き合えるようになるには、大人による適切なサポートが重要です。必要に応じてチャットの中身を保護者が一定期間見られるようにする、発達段階に合ったフィルタリングをしっかりと設定するなどです。また、家庭において、どのようにインターネットと関わっていくべきか話し合うことも大切です。一方、中学生のフィルタリング利用率は、減少傾向です。子どもの安全のため保護者がネット利用環境を整えてあげることを「ペアレンタルコントロール」と言います。その代表的なものがフィルタリングです。「有害なサイトへのアクセスやアプリの利用を制限したい」「長時間利用を防ぎたい」などのための設定ができます。



最近中学生の利用が増えているInstagramやTikTokなどのSNSでも、ペアレンタルコントロールの設定ができます。上のグラフは、各SNSで中高生が持っているアカウント数です。Instagramでは特に、複数のアカウントをもっている割合が大きいです。本垢、リア垢、サブ垢、裏垢などと利用する場面に応じて使い分けています。

SNSの安全な使い方についてお子様と話し合いながら、フィルタリング等のペアレンタルコントロールを活用し、適切に利用できる環境づくりへの取組をお願いします。

別資料として、インターネット上で誹謗中傷等の被害にあった場合の相談窓口をお知らせしています。夏休みに入る今、SNS利用の見直しの機会としてください。

今回は、ペアレンタルコントロールについて、詳しくお知らせする予定です。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスをします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請^(※)を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。